

平成 30 年 3 月 7 日

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

株式会社ビーアイメディカル

急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、2005 年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。法律では、従業員の仕事と子育て両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備等に取り組むよう定められており、従業員 101人以上の企業は、行動計画(①計画期間②目標③目標達成のための対策及びその実施時期)の策定・届出・公表・周知が義務付けられています。

弊社におきましては本法律に基づき、社員がその能力や適性を発揮し、仕事と子育てを両立させることができるようにするため、下記の行動計画を策定しました。

今後、計画期間内に下記の目標に沿った内容を実践し、くみんの認定を目指します。

1. 計画期間 平成 30 年 2 月 1 日～平成 32 年 2 月 29 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：仕事と子育てを両立させる支援のための取り組みや成果を把握し、改善点がないか検討する。

<計画期間内に以下の内容を実施>

- フレックス制度・ワークアットホーム制度、対象者の拡大
- 社員へのアンケート調査実施
- 問題点の把握、改善の検討

目標 2：出産・育児に関する社内制度の周知および理解促進のための措置を講じる。

<計画期間内に以下の内容を実施>

- 女性社員に対する育児休業制度を周知する(パンフレット作成)
- 妊娠中および出産後の社員の相談窓口設置
- イン트라ネットおよび社内報への情報掲載

目標 3：計画期間内に男性の育児休業取得 1 名以上、合わせて育児目的の休暇制度を利用した者の割合 15%以上を目指すため、男性社員に向けた啓蒙活動を実施する。

<計画期間内に以下の内容を実施>

- 男性社員に対する育児休業制度を周知する(パンフレット作成)
- イン트라ネットおよび社内報への情報掲載

目標 4：計画期間内に有休取得率 65%を目指すため、有休取得を社内で推進する。

<計画期間内に以下の内容を実施>

- 目標数値を社内に周知し、進捗状況を定期的に公表する
- 取得率増加を促進するための管理用フォーマットを社内に展開する
- 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

本リリースに関するお問い合わせ先

株式会社ビーアイメディカル マーケティング部 広報担当

TEL： 0120-088-071

pr@bi-medical.co.jp